

市民農園・体験農園の開設・機能強化を支援します



～ひょうご市民農園整備推進事業～

兵庫県では、「楽農生活」の身近な実践の場として市民農園・体験農園を推進しています。市民農園・体験農園では、土に触れ、作物を栽培・収穫する喜びと楽しみを味わうことができ、安全・安心で新鮮な農産物を手に入れることができます。また、健康づくりや癒しの場として、さらには交流の場や子どもたちの食育の場としてなど、豊かに生きるための様々な利用が期待されます。



◎支援内容（詳細はウラ面）

- 農園開設に必要な施設整備に係る経費を助成します
（区画割り、給水施設、案内看板、トイレ、農機具、東屋、コンポスト 等）
- 既存農園の拡充や機能強化に係る整備費を助成します
（区画の拡張工事、休憩所の設置 等）

◎支援の対象となる農園

特定農地貸付法(都市農地貸借法)または市民農園整備促進法に基づき開設される市民農園
農業者等の農地所有者が自らの農業経営の一環として開設する体験農園（農園利用方式）

※営利以外の目的で行われる農作業を行う農園（販売目的で栽培する農園は対象外）

※収穫のみを行う「もぎとり園」ではなく、継続した栽培を体験できる農園

※相当数の者を対象として定型的な条件で利用を募る農園

○具体事例

貸し農園



農園の区画を貸付け、利用者が自由に栽培を行うことができる農園

体験農園



営農の一環で基本的な栽培管理を行い、農作業の一部を利用者に体験させる農園

福祉型農園



高齢者・障がい者施設等で入所者等の生きがいやリハビリのための農業体験の場となる農園

滞在型農園



各区画に宿泊施設が整備され、滞在中に農園づくりを行うことができる農園

◎その他の市民農園

企業連携型農園

民間企業が市民農園の整備・運営をサポートし、農業体験サービスを提供する農園

コミュニティ型農園

自治会や NPO 法人等による地域のコミュニティづくり、企業の CSR・福利厚生を目的とした農園

◎ソフト事業（推進事業）

事業名	事業内容	事業費 (補助率)	事業主体
ひょうご市民農園推進事業(市町等推進事業)	身近な農作業体験の場となる市民農園の開設や運営改善などの取り組みを支援 (市民農園の整備・運営に係る体制整備、市民農園整備推進協議会の開催、市民農園ニーズ調査、利用啓発活動等)	必要額 (県費 1/2 以内)	(市民農園の運営改善に取り組む)市町、農協、3戸以上の農業者が組織する団体、NPO法人、(公社)ひょうご農林機構等

◎ハード事業（条件整備事業）

事業名	事業内容	事業費 (補助率)	事業主体
ひょうご市民農園 (大規模型)整備事業 〔国庫補助：農山漁村振興交付金〕	①日帰り型市民農園 農園の区画・園路、多目的施設(休憩所、更衣室等)、農機具収納施設、コミュニティー広場等 ②滞在型市民農園 滞在施設、農園の区画・園路、多目的施設(休憩所、更衣室等)、農機具庫、コミュニティー広場等	3,000千円 を超えるもの (国庫 1/2 以内 + 県費随伴 7%)	市町、農協、農業者が組織する団体、NPO法人等
ひょうご市民農園 整備事業 【県単独補助】	小規模市民農園の整備及び既存施設のレベルアップ 〔市民農園関係施設〕 〈必須施設〉 ①交流促進施設(東屋、ベンチ等) ②堆肥化施設(コンポスト等) 〈選択施設〉 ①修景、景観施設(芝張り、花壇等) ②その他必要施設(農機具庫、小農機具等)	3,000千円以下 (県費 1/2 以内)	市町、農協、農業者、農業者が組織する団体、NPO法人、社会福祉法人等非営利法人、民間企業等営利法人、自治会等任意団体

◎その他の支援策（融資制度）

事業名	事業内容	貸付限度額	対象者
市民農園資金 【県単融資】	市民農園整備に係る資金(用地取得、整備費用等)について低利融資 償還期間：15年(うち据置2年以内)	20,000千円又は事業費の80%のいずれか低い額	開設者(農業者等)

問合わせ先



① 各県民局 農林(水産)振興事務所 農政振興課

② 農林水産部 総合農政課 楽農生活班

TEL:078(362)9198 FAX:078(362)4458

E-mail: sougounousei@pref.hyogo.lg.jp